

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社渋谷緑建
住所：神奈川県横浜市泉区和泉中央北4丁目1番9号
2. 指名停止措置期間 自 令和6年12月2日 1ヶ月
 至 令和7年1月1日
3. 事実概要
株式会社渋谷緑建の代表取締役は、令和6年2月8日、暴行罪により鎌倉簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第16号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第2第16号＞

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029－864－0564